

＜記載例 1 ＞ 国会議員関係政治団体でない政治団体が、同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体（1号団体、2号団体）から受けた年間の寄附が1,000万円以上となった場合

(20)

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和〇〇年 6月 5日

1 代表者の氏名の記載が記載例のような「記名押印」又は代表者本人による「署名」の場合は、従前どおり提出可能です。
2 代表者の氏名の記載が「記名」のみ（押印がない）の場合は届出を持参する者が誰かにより以下の手続が必要になります。

ア 持参者が代表者本人の場合⇒本人確認書類の提示又は提出
イ 持参者が代理人の場合⇒当該代理人の権限を証する書面（委任状等）及び本人確認書類の提示又は提出

- ・国会議員関係政治団体が国会議員政治団体ではない政治団体に寄附をする際には、金額に関わらずその都度「国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知」を併せて当該政治団体に発出する必要があります。
- ・複数回寄附を受けた場合は、1,000万円に達したときの通知日を記載します。

治団体の名称 静岡たろう後援会
務所の所在地 静岡市葵区追手町9番6号
表者の氏名 静岡 太郎
コープ〇〇 201号室



令和〇〇年 6月 1日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和〇〇年 6月 1日に政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第1項〔第1号〕の金額が1,000万円以上となつたため、同法第7条第2項の規定により、下記のと

- ・政治団体名ではなく、その政治団体に係る公職の候補者名を記載します。
- ・同じ公職の候補者に係る複数の国会議員関係政治団体から同じ年に複数回寄附を受けた場合は、合算されます。

例：3月、国会議員Aの1号団体αから300万円寄附
4月、国会議員Bの2号団体γから800万円寄附
5月、国会議員Aの2号団体βから500万円寄附
6月、国会議員Aの1号団体αから400万円寄附←この時点でAが該当

✓ 政治資金規正法第16条第1項第1号に係る国会議員

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者

氏名	公職の種類	区分
(ふりがな) やいづ よしこ 焼津 美子	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input checked="" type="checkbox"/> 参議院議員	<input type="checkbox"/> 現職 <input checked="" type="checkbox"/> 候補者等

□政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の寄附（同法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となつたとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の国会議員関係政治団体

名称	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
	該当

＜記載例2＞ 国会議員関係政治団体でない政治団体が、同一の国会議員関係政治団体（3号団体）から受けた年間の寄附が1,000万円以上となった場合

(20)

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和〇〇年 6月 5日

1 代表者の氏名の記載が記載例のような「記名押印」又は代表者本人による「署名」の場合は、従前どおり提出可能です。
2 代表者の氏名の記載が「記名」のみ（押印がない）の場合は届出を持参する者が誰かにより以下の手続が必要になります。

ア 持参者が代表者本人の場合⇒本人確認書類の提示又は提出
イ 持参者が代理人の場合⇒当該代理人の権限を証する書面（委任状等）及び本人確認書類の提示又は提出

- ・国会議員関係政治団体が国会議員政治団体ではない政治団体に寄附をする際には、金額に関わらずその都度「国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知」を併せて当該政治団体に発出する必要があります。
- ・複数回寄附を受けた場合は、1,000万円に達したときの通知日を記載します。

治団体の名称 静岡たろう後援会
務所の所在地 静岡市葵区追手町9番6号
表者の氏名 静岡 太郎
コープ〇〇 201号室



令和〇〇年 6月 1日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和〇〇年 6月 1日に政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第1項（第1号）の金額が1,000万円以上となつたため、同法第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

□政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の寄附（同法第19条の7第1項第3号以外に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となつたとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者

氏名 (ふりがな)	・その3号団体の名称を記載します。 ・同じ3号団体から同じ年に寄付を受けた場合は、合算されます。 例：3月、3号団体▲▲会から300万円寄附 4月、3号団体〇〇会から800万円寄附 5月、3号団体■■会から500万円寄附 6月、3号団体▲▲会から400万円寄附 6月、3号団体〇〇会から300万円寄附←この時点で〇〇会が該当
--------------	--

✓政治資金規正法第19条の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者（政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の寄附）の金額が1,000万円以上となつたとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の国会議員関係政治団体

名称	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
〇〇会	該当